

# 更生訓練所だより



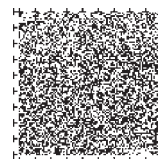
中庭の雪化粧

## 目次

第15号 2010.3発行

創立30周年記念式典と天皇皇后両陛下のご視察	2
インフルエンザに関わる対応について	3
シリーズ 理療教育の科目紹介Vol.3 社会科学概論／あん摩マッサージ指圧基礎実習 I	4-7
自立訓練紹介一朝の会【自立訓練（生活訓練）】	8-9
利用者募集のご案内	10

国立障害者リハビリテーションセンター 更生訓練所



# 創立30周年記念式典と 天皇皇后両陛下のご視察

就労移行支援課

平成21年12月7日（月）、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、当センター学院講堂において「国立障害者リハビリテーションセンター並びに国立職業リハビリテーションセンター創立30周年記念式典」が挙行されました。

式典には、更生訓練所利用者も参加することができ、就労関係事業所、ボランティア関係のご来賓など約400名がお迎えするなか、両陛下が御臨場され式典が開催されました。

国歌斉唱、総長式辞の後、天皇陛下よりお言葉を賜りました。ご来賓の祝辞の後、日頃より利用者の職場実習、就業にご協力いただいている「株式会社ヤオコー」様に対し、総長より感謝状が贈呈されました。利用者、関係事業所の見守るなか、ご協力いただいている事業所にこのような形で日頃の感謝を表せたことは、職員一同にとっても大きな喜びとなりました。



「株式会社ヤオコー」 総長感謝状授与



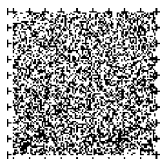
天皇皇后両陛下のご視察

天皇皇后両陛下は、午後には、病院のご視察の後、更生訓練所就労移行支援の事務訓練（第5就労支援室）の様子をご視察になられました。

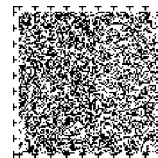
第5就労支援室では6名の利用者の方々に声をおかけになられました。訓練の内容について、障害について、訓練のうえで大変なこと、将来の目標など次々にご質問いただき、利用者の方々は緊張しながらも笑顔でお答えをしていました。

利用者の方々からは、「頭が真っ白になった。オーラを感じた」「緊張したがうれしかった」「センターに来て一番の思い出が出来た」「テレビで見るよりきれいだった。話し方が優しく、視線を合わせてくれるので話しやすかった」などなど、両陛下のお人柄があらわれる感想をいただきました。

センター正門前の構内沿道には数百人の職員、入院患者・利用者が天皇皇后両陛下をお見送りし、余韻の残る30周年記念となりました。



# インフルエンザに関わる 対応について



総合支援課

今年度は、新型インフルエンザが猛威をふるっています。センター利用者や職員で数名がインフルエンザに罹りました。インフルエンザを防ぐための留意すべきことは、外出するときには、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケット、手袋の着用やうがいを行うことが大切です。

インフルエンザ様症状（発熱、咽頭痛、咳、鼻水など）を自覚した際には、早めに医療機関を受診す

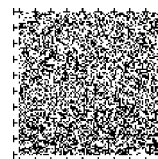
ることが必要です。

受診の結果、インフルエンザが陰性でも、潜伏期（症状がなくてもすでにウイルスに感染している時期）で周囲に感染させる危険性もあるので、手洗い・うがいするなどの感染拡大防止対策を心がけることが重要です。

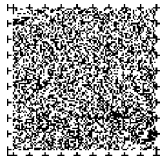
ここでは、以前利用者の皆様にお伝えした「インフルエンザ発生時等の対応」について、掲載いたします。

## 新型インフルエンザ発生時等の対応について

- 1 毎日の健康状態の確認  
利用者の皆さんの健康状態を平成21年8月24日から毎日確認しています。確認方法は事業ごとに行っています。
  - ・自立訓練利用者は、毎朝自立訓練課の職員が確認しています。
  - ・就労移行利用者は、毎朝職業指導専門職が中心となり、確認しています。
  - ・養成利用者は、毎朝の連絡会で確認しています。
  - ・職リハ利用者は、昼食時のサービス実績記録確認時に確認しています。
- 2 利用者の方が感染した場合
  - ・病院を受診されインフルエンザ検査結果が陽性となった方には、他の利用者さんへの感染を防ぐために、居室から静養室などの別の部屋へ移動していただきます。
  - ・移動していただく部屋は職員がその都度説明します。
- 3 発生した場合の訓練について
  - ・直ちに中止とはしません。
  - ・県の指示やセンターの幹部が必要と判断した場合は、訓練を中止します。
  - ・通所の利用者さんについては、発生した時点で自宅待機とします。
- 4 訓練中止とした場合の利用者皆さんに守っていただくことなど
  - ・外出はできるだけ避け、手洗い・マスクを励行すること。
  - ・屋内での移動については、サービス棟までとし、特段の理由のない限り訓練棟以南への移動はしないこと。
  - ・外部からの建物内に人が入ってくることを避けるために、日中の訓練棟の施錠を土日並みとすること。
  - ・クラブ活動は中止とすること。
  - ・面会者等との屋内での面会をご遠慮いただき、やむを得ず、面会をする場合は、東西の利用者玄関付近のみ会うこと。
  - ・感染した方のうち、自宅に帰省を希望する方は、公共交通機関を利用せず、家族等が自家用車等で送迎できる場合のみ帰省すること。
  - ・感染していない方で帰省を希望する方は、必ずマスクを着用して帰省すること。







## シリーズ 理療教育の科目紹介Vol.3 社会科学概論／あん摩マッサージ指圧基礎実習Ⅰ

理療教育・就労支援部 理療教育課

### ◎社会科学概論

はじめに

カリキュラム上に科学的思考の基盤と位置づけられる基礎分野は、科学的・論理的思考力を育て、人間性を高めて自由で主体的な判断力を培う内容を取扱うことが関係法令により規定されています。ここでは、理療師や職業人に必要な能力として、人権やその尊厳についての理解とともに、国際化、情報化社会への対応能力の涵養も求めています。

こうした観点から、今回は基礎分野の社会科学概論の授業を簡単にご紹介します。

#### 1 社会科学とは

「理療教育課程における教科指導要領」において、社会科学概論の指導目標は「施術者として必要な社会科学諸分野の基礎的知識について教授し、現代社会の諸問題を総合的に把握し、解決する能力と態度を修得させる」ことと謳われています。

まず、そもそも「社会科学」とは何でしょうか。簡単にいえば社会を科学すること、つまり、我々の社会やそこに起こる諸現象を科学的に分析・考察することによって普遍的な法則を導き出すことでしょう。実はこれは、多くの人々がそれぞれの人生や職業生活を通して得た経験や学習により行われ、あるいはまた、巷で語られている性質のものといえるかもしれません。しかし、我々の一生の間に得られる経験則は高が知れています。だからこそ、社会科学という学問分野が必要となり、その主な視点として法学、経済学、経営学、政治学、地理学等があります。

残念ながら、筆者は広範にわたるこれらの分野すべての専門家ではありませんが、永らく学び求めてきたのは法学という分野です。近年のグローバリゼ

ーションの波、情報通信技術革新による情報化社会の進展は新たな諸問題を我々の社会にもたらし、法学の分野にも幾つかの変革を要求してきました。その反面、どんなに社会が変化しようとも、人類にとって普遍的で大切な法理や価値も多く、これらは時代の大きな転換期にこそ、より存在意義を発揮します。

この法律学という視座から、理療教育課程の皆さんが社会的諸事象への観点と解決への糸口に触れることを通して、それぞれがより意義深い生活を送ることに寄与することができるなら幸いです。

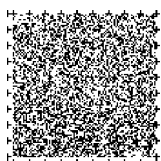
今回は、授業で扱っている法学分野の科目のうち、次の二つのテーマを中心にご紹介します。

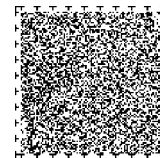
#### 2 日本国憲法

授業では、日本国憲法誕生の経緯から前文、第1条から順にすべての条文を概観してゆきます。

憲法学習の中でとりわけ面白いのは何といっても人権規定とその解釈学でしょう。

基本的人権の永久不可侵性や法の下での平等を謳うわが国憲法は、思想・良心の自由、信教や表現の自由、財産権不可侵等のいわゆる自由権、健康で文化的な最低限度の生活を保障する生存権、教育を受け、また勤労する権利等の社会権、そして参政権を中心に権利規定を設けています。





これら従来の価値だけでなく、経済発展や都市化の影響、20世紀末から21世紀にかけての情報通信技術の向上とその普及による社会構造の変革は人権カタログを豊富化させ、新しい人権を誕生させてゆきます。その具体例として、環境権、自己責任と自己決定権、知る権利、情報アクセス権、プライバシー権、肖像権等があります。

こうした権利義務の関係を判例、学説の概要から見てゆくとき、我々の身近な出来事の問題点の本質がふと見えてくるが多々あります。患者さんの権利や施術者の義務、医療過誤の法的問題に限らず、新聞等を教材とした最近の話題について、利用者の皆さんと話し合う時間を持つようにしています。時に情報障害ともいわれる視覚障害ですが、より広い視野に立ってこの社会への関心を持つようになっていただきたいと思います。

### 3 社会保障法

社会保障法について、その歴史的経緯から解きほぐし社会保障の理念と目的を把握し、次に現在の社会保障法の概要を国家扶助、社会保険、社会福祉の各分野から障害をもつ人々に関係の深い内容について概観します。

例年、利用者の関心が高いのは生活保護制度や公的年金制度です。紙幅の関係で授業内容のすべてをご紹介できませんが、ここでは障害者と人権について触れておきます。

1990年代の社会保障構造改革、社会福祉基礎構造改革によって社会福祉の枠組みや福祉サービスが大きく変化したことはご承知の通りです。

戦後の困窮時代に構築されたわが国の社会福祉は、サービス供給システムとして行政庁の職権で一方的に決定する措置制度が採用されました。そこに利用者本位、自己決定の尊重、選択の自由等の保障を目的に契約方式が導入され、2000年の介護保険

法施行は実務上の契機となりました。

契約自由の原則は近代私法の大原則の一つのはずでしたが、障害者に選択権、決定権、利用権を認めることはなかったのです。措置制度下のサービスの受け手の権利性は明確ではなく、単に行政処分に基づく反射的利益と考えられています。

では、障害者の人権擁護だけが取り残されて来たかということ実はそうではありません。中学・高校時代に勉強した近代市民革命期以降の人権宣言等は、多くが非障害成人、特に男性の権利を保障するものでした。国際社会では、女性や児童の権利条約が20世紀後半に漸く用意、批准され、最後の人権問題ともいわれる障害者の権利条約は21世紀の今、わが国政府も批准に向けての準備を進めているところです。

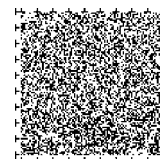
女性や児童、障害者や高齢者が社会の一員として対等で責任あるパートナーシップを実現できる経済社会はまだ未完了です。権利の行使には義務の履行が前提となることを意識しながら、障害者が保護や福祉の客体ではなく、権利の主体、社会の構成員として自尊心をもって行動することがますます大切になるでしょう。

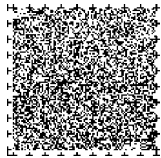
最後に

近時世界経済を席卷した新自由主義の思想、市場原理主義の過剰な勢いは一昨年秋の米国リーマン・ショック、昨年夏の衆院選後の政権交代により風向きが変わり始め、何かが変わった雰囲気漂います。しかし、まだ先行きは見出せません。

予見を許さない変化に富む時代だからこそ、歴史に学び、現代社会を謙虚に考えてゆく姿勢が大切です。その姿勢が、理療師として就業する後も自らを自律し、支える力になると思っています。

(文/太田)





## ◎あん摩マッサージ指圧基礎実習

### 1 はじめに

あん摩マッサージ指圧基礎実習とは、1年生が受ける「あん摩実技」の正式な科目名です。鍼や艾（もぐさ）を用いず、直接「手」を患者さんの身体に当てて行う「手技療法」のひとつです。

### 2 あん摩、マッサージ、指圧の違いとは

あん摩は古代中国でおこり、奈良時代に日本に伝わりました。基本的には、全身的に、衣服の上から遠心性に（心臓から遠ざかるように）、撫でる、揉む、押す手技を進めていきます。

マッサージはヨーロッパでおこり、明治時代に日本に輸入されました。基本的には、患部や局所に、直接皮膚の上から求心性に（心臓に向かって）、撫でる、揉む、震わせる手技を進めていきます。また、タルク（滑りやすくするパウダー）、オイル、クリーム等の滑剤を用いることもあります。

指圧は、江戸時代に行われていた民間療法と、明治時代にアメリカから輸入された整体術等を組み合わせ、大正時代に体系化された日本独特のものです。基本的には、全身的に、衣服の上から、遠心性に手技を進めていきます。

### 3 あん摩の手技の数々

基本手技には、**軽擦法**（適度の力を加えて撫で擦る手技）、**揉捏法**（筋を加圧または把握して縦横或いは輪状に揉む手技）、**圧迫法**（適度な力を加えて押す手技）、**震盪法**（震わせその振動を伝える手技）、**叩打法**（手の種々な部分で速やかにリズムカルに叩く手技）、**曲手**（軽擦法や叩打法等の多くの手技を組み合わせさせた法）、**運動法**（生理的可動範囲内で動かす手技）の7つがあります。



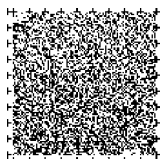
教官の手の動きを手で確認する実技の授業

さらに、各基本手技には、手のどの部分を用いるかによって**母指軽擦**、**手掌軽擦**、**2指揉捏**、**手根揉捏**、**母指圧迫**、**4指圧迫**、**手掌震盪**等の種類があります。また、揉捏の中にも筋を直線的に揉む**線状揉捏**や、円を描くように揉む**輪状揉捏**、把握して揉む**把握揉捏**等の種類があります。1年生では、これらの手技に対応できる手をつくるのが第一の目標で、一通り、揉めるようになるには相応の努力が必要です。

### 4 とにかく練習を

「手当て」という言葉があります。私たちは身体のどこかに痛い部位があると無意識のうちに手をそこに持っていき、擦ったり揉んだりしています。あん摩は痛い部位を和らげるだけでなく、皮膚・筋肉・関節・消化器・血管・神経などの調子を整え、治療効果をあげることができます。

実技の3K、即ち「基本」、「繰り返し」、「継続」をいつも肝に銘じ、時間があれば練習することです。



リズム感と力の入れ具合を会得するには練習しかありません。

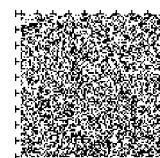
そして、授業では「口をいくら動かしても、手は絶対に休ませないで動いていること」と伝えております。あん摩師は職人です。実技は、「習うより、慣れよ」です。誰にも負けない、誰よりも優れた職人になるのを目指して、手を鍛えていただきたいです。

卒業生の皆さんも、このようにして技の研鑽を重ね、国家資格を得て、晴れて実社会で活躍されているのです。

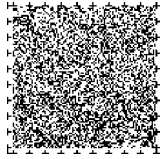
## 5 おわりに一年間目標一

理療教育のカリキュラムは、あはき師として必要なリベラル・アーツ（教養）と体力を養う基礎分野、西洋医学を中心とした専門基礎分野、そして東洋医学や技術を学ぶ専門分野の3つから構成されています。あん摩マッサージ指圧の実習は専門分野の中に位置づけられており、1年生は基礎実習、2年生は応用実習、3年生は外来患者さん（実技協力者）を対象とした臨床実習を学びます。このうち、あん摩マッサージ指圧基礎実習は、年間で120時間、又は140時間を要しています。

年間目標は、被術者（受け手）の姿勢が坐位、横臥位（おうがい 横向き）、腹臥位（ふくがい うつ伏せ）の何れであっても対応できる基本的な術式を習得し、そして全身術式、すなわち一定の時間で全身を仕上げられるようになることです。 (文/南場榮二)







# 自立訓練紹介

## 一朝の会【自立訓練（生活訓練）】

自立訓練課

高次脳機能障害がある方の訓練紹介（第3弾）として、今回は『朝の会』を紹介します。

『朝の会』は、高次脳機能障害のため苦手になった短期記憶、注意や遂行機能などをカバーし、毎朝行うことにより日常習慣化することで毎日の生活リズムを整え、修了後の社会生活にも役立てていただくための極めて重要な基本的訓練です。まずは利用者ご自身の体調確認や当日のスケジュール確認から始まり、一日のスケジュールを忘れないようメモし、それを確認できるよう支援します。また身だしなみや態度が相手に不快感を与えることがないように確認することで一日の生活が過ごせるように支援しま

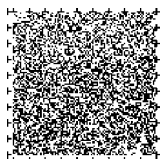
す。

『朝の会』は利用者の皆さんがそれぞれの自主性を高めていただくため役割分担を行って進めていきます。参加当初は役割当番に当たってうまく進行できなかった方が日を重ねるにつれ取りまとめできるようになることが、私達の喜びでもあります。

『朝の会』で行われた内容は、ご本人の他訓練指導員によって客観的な評価を以下の内容で行い、効果を測定することとなっています。

評価結果は、利用者の方達にフィードバックすることで、本人の課題認識を促します。

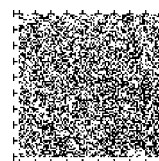
朝の会の流れ	内容
① 始まりの挨拶	ホームルームが終了したら始める。
② 出欠確認	全員の出欠を確認し、チェック表に記入する。
③ 日付確認	司会者が答える人を指名する。
④ 体調・気分の聞き取り	司会者を含め全員が回答する。
⑤ 今週の当番の確認	各自発表する。
⑥ 身だしなみチェック	今日のペアを決めて実施する。
⑦ 今週の目標の発表	各自発表する。
⑧ 今週の目標への助言	司会者から初め左回りに発表する。
⑨ HRでの連絡事項確認	司会者から指名された人が答え、最後に職員に確認する。
⑩ 予定確認	各自発表する。
⑪ 終わりの挨拶	
⑫ 振り返り	朝の会終了後、振り返り表を記入する。

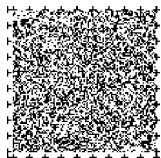




## 〈評価内容〉

項目 \ 評価	1	2	3	4	5
準備（忘れ物）			訓練に支障がある忘れ物をする。	忘れ物はあるが、訓練に支障がない。	事前に準備できており、忘れ物がない。
スケジュール管理（時間の厳守）	来ない。	遅刻あり。指摘されて来る。	遅刻あり。事前の連絡もない。	遅刻あり。事前の連絡がある。	遅刻なし。
適切な行動（状況の判断、周りにとって不快でないか）	場にそぐわない発言・行動をすることが非常に多い。周りに不快を与えるような行動が多い。	場にそぐわない発言・行動がみられる。周りに不快を与えるような行動をとる。	場にそぐわない発言・行動がみられるが、周りに不快を与える程度ではない。	場にそぐわない発言・行動はほとんどみられない。周りに不快を与えることがほとんどない。	適切な行動がとれている。周りに不快を与えることがない。
当番（役割の確認・実施）			今日の当番を確認できていない。指摘されても確認しようとしらない。	今日の当番を確認していない。促されて確認し、実施する。	今日の当番をあらかじめ確認できており、自ら実施出来る。若しくはやる必要がない。
問題点への気づき（自己の良い点、改善点について適切に評価出来ているか）	自己の問題点に気づいていない。職員に指摘されても納得しない。	自己の問題点に気づいていない。職員に指摘されて納得し、記入する。	自己の問題点に気づいている。職員の促しで記入する。	自己の問題点に気づいている。記入に職員の促しは殆ど必要ない。	自己の問題点に気づいている。職員の促しが全く必要ない。





# 利用者募集のご案内

当センターでは、生活の幅を広げたい方や、就労を目指す方を随時募集しています。

それぞれ下記のサービスを実施しておりますので、利用を希望される方は、総合相談課までお問い合わせください。

## 1 当センターが提供する施設障害福祉サービス

サービスの内容	対象者	定員	利用期間	サービス内容
自立訓練 (機能訓練)	主に視覚に障害がある方で、自立した生活を送るための訓練を必要とする方	40名	18ヶ月以内 (頭脳損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある方は最大3年間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動訓練（歩行訓練）</li> <li>・日常生活訓練（日常生活技術・各種機器操作等）</li> <li>・コミュニケーション訓練（スクリーンリーダー操作、IT機器操作等）</li> <li>・ロービジョン訓練（視覚補助具、光学的補助具の利用等）</li> </ul>
	重度の肢体不自由（主に頸髄損傷等による四肢麻痺）のある方で、リハビリテーションの訓練効果が期待できる方			<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的支援、看護、介護</li> <li>・理学療法</li> <li>・作業療法</li> <li>・運動療法</li> <li>・自動車訓練</li> <li>・職能訓練</li> </ul>
自立訓練 (生活訓練)	主に高次脳機能に障害がある方で、自立した生活を送るために訓練を必要とする方	10名	24ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活リズムの確立（週間プランニング、日課時間管理等）</li> <li>・生活管理能力の向上</li> <li>・社会生活技能の向上（日常生活訓練、移動訓練等）</li> <li>・代償手段の獲得・作業耐性の向上</li> </ul>
就労移行支援	主に身体に障害のある就労を希望する方で、新しい知識や技能を習得して就労の見込まれる方	100名	24ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業準備訓練</li> <li>・職場体験訓練</li> <li>・技能習得訓練（機械製図、電気・電子、織物、一般事務、経理事務、事務補助、クリーニング等）</li> <li>・実習</li> <li>・就労マッチング支援（職場開拓、就職活動、フォローアップ等）</li> </ul>
就労移行支援 (養成施設)	視覚に障害がある方で、資格を取得することで就労または自立が見込まれる方	170名	3年または5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の国家試験受験資格取得に向けた学習。</li> <li>・就労マッチング支援（職場開拓、就職活動、フォローアップ等）</li> </ul>
施設入所支援	昼間実施サービスの利用者で、通所困難な方。	340名	昼間実施サービス提供期間内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿舍の提供</li> <li>・食事の提供</li> <li>・生活援助</li> </ul>

## 2 利用開始日

就労移行支援	概ね毎月1回
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	概ね毎月1回
就労移行支援 (養成施設)	毎年度4月上旬

〈利用に関するお問い合わせ〉

〒359-8555

埼玉県所沢市並木4-1

国立障害者リハビリテーションセンター 総合相談課

TEL: 04-2995-3100 (代表)

FAX: 04-2992-4525 (総合相談課直通)

Email: soudan@rehab.go.jp

HP: www.rehab.go.jp/index.html

※見学、相談は随時予約受付しております。

